

令和7年度 転落防止用荷台昇降補助設備導入促進 助成金の手続きについて

会員事業者が荷台昇降補助設備等を導入した際に費用の一部を助成いたします。

記

1. 主な留意点

- (1) 令和7年度について、一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号または令和6年国土交通省告示第209号による)を運輸支局に届出している事業者が対象となります。
- (2) トラック荷台への安全な昇降を補助する設備(リア及びサイドステップ含む)であること
※テールゲートリフター導入は本事業の助成対象外。
- (3) トラック装着設備は県内認可営業所に配置する事業用トラック(埼玉県内ナンバー)に限ります。
- (4) 補助対象は、会費の滞納がない会員事業者となります。

2. 助成対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日までに、設備導入及び費用の支払いが終了するものが対象。

※但し、期間内であっても予算枠に達した場合は終了いたします。

3. 助成額

・1台あたりの導入費用1/2を助成。上限10,000円まで。

(1,000円未満切り捨て)

※1事業者あたりの助成総額は50,000円まで。

4. 申請方法

導入及び費用の支払い後、**申請書兼実績報告書**(様式1他)を令和8年3月6日までに一般社団法人埼玉県トラック協会業務部へ郵送等でご提出ください。(FAX 不可)